

令和10年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会の設立（案）

1 設立趣旨

令和10年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会設立趣旨（案）

高校生最大のスポーツの祭典である全国高等学校総合体育大会は、学校教育活動の一環として開催され、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年の育成に大きな成果を挙げてきた。

この大会を2028年度に本県において開催することは、2026年度のアジア最大の平和とスポーツの祭典「第20回アジア競技大会」、アジア最大の障がい者の国際総合スポーツ大会「第5回アジアパラ競技大会」と相まって、更なるスポーツ文化の普及へ貢献するとともに、本県の魅力を発信することで地域の活性化につながることを期待されるものである。

大会開催に当たり、高校生をはじめ県民にとって有意義な大会として成功させるため、会場地市をはじめとする多くの関係機関・団体の参画のもと、開催準備及び大会運営に万全を期すことを目的とし、「令和10年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会」を設立する。

2 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会の組織体制について（案）

(1) 愛知県実行委員会組織

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会の開催準備及び実施・運営に関する業務を行うため、次のとおり組織を構成する。

- ① 愛知県実行委員会
- ② 専門部会
- ③ 愛知県実行委員会事務局

(2) 各組織の役割

各組織の役割は、次のとおりとする。

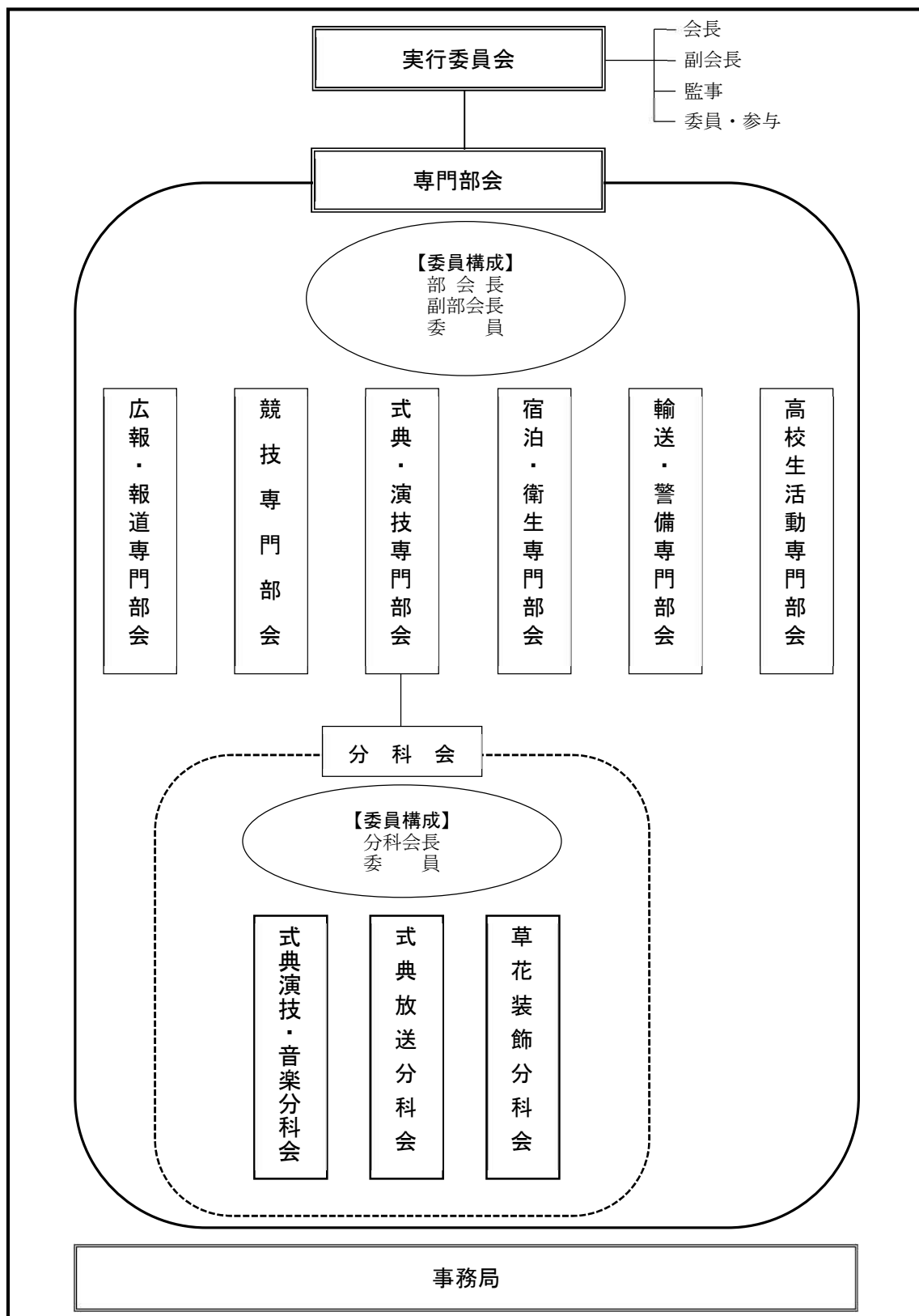
愛知県実行委員会	○大会の企画運営 ○運営方針、計画等の決定
専門部会	○実行委員会決定事項の執行 ○実務レベルでの方針決定
愛知県実行委員会事務局	○実行委員会事務の処理 ○担当者レベルでの検討・調整

(3) 各組織等の設置

愛知県実行委員会の組織図、委員構成について別紙 1、2 のとおりとする。

愛知県実行委員会等の設置に当たり、設立趣旨により会則等を整備する。

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会 組織図（案）



令和10年度全国高等学校総合体育大会 愛知県実行委員会委員構成（案）

会 長	副会長（2）	監 事（2）
県知事	県議会議長 県教育委員会教育長	県教育委員会総務課長 （公財）県スポーツ協会事務局長

委 員（31名）													
<table><tr><th>県議会</th></tr><tr><td>教育・スポーツ委員会委員長</td></tr></table>	県議会	教育・スポーツ委員会委員長	<table><tr><th>会場地市（8）</th></tr><tr><td>名古屋市長（陸上競技）</td></tr><tr><td>岡崎市長（ソフトテニス）</td></tr><tr><td>一宮市長（レスリング）</td></tr><tr><td>春日井市長（なぎなた）</td></tr><tr><td>豊川市長（アーチェリー）</td></tr><tr><td>豊田市長（ハンドボール(女子)）</td></tr><tr><td>東海市長（少林寺拳法）</td></tr><tr><td>みよし市長（カヌー）</td></tr></table>	会場地市（8）	名古屋市長（陸上競技）	岡崎市長（ソフトテニス）	一宮市長（レスリング）	春日井市長（なぎなた）	豊川市長（アーチェリー）	豊田市長（ハンドボール(女子)）	東海市長（少林寺拳法）	みよし市長（カヌー）	
県議会													
教育・スポーツ委員会委員長													
会場地市（8）													
名古屋市長（陸上競技）													
岡崎市長（ソフトテニス）													
一宮市長（レスリング）													
春日井市長（なぎなた）													
豊川市長（アーチェリー）													
豊田市長（ハンドボール(女子)）													
東海市長（少林寺拳法）													
みよし市長（カヌー）													
<table><tr><th>県（3）</th></tr><tr><td>県スポーツ局長</td></tr><tr><td>県教育委員会教育部長</td></tr><tr><td>県教育委員会保健体育課長</td></tr></table>	県（3）	県スポーツ局長	県教育委員会教育部長	県教育委員会保健体育課長									
県（3）													
県スポーツ局長													
県教育委員会教育部長													
県教育委員会保健体育課長													
<table><tr><th>県高等学校体育連盟（10）</th></tr><tr><td>県高等学校体育連盟会長</td></tr><tr><td>県高等学校体育連盟理事長</td></tr><tr><td>県高等学校体育連盟各専門部長（8）</td></tr></table>	県高等学校体育連盟（10）	県高等学校体育連盟会長	県高等学校体育連盟理事長	県高等学校体育連盟各専門部長（8）	<table><tr><th>スポーツ（9）</th></tr><tr><td>（公財）県スポーツ協会理事長</td></tr><tr><td>県開催競技団体会長（8）</td></tr></table>	スポーツ（9）	（公財）県スポーツ協会理事長	県開催競技団体会長（8）					
県高等学校体育連盟（10）													
県高等学校体育連盟会長													
県高等学校体育連盟理事長													
県高等学校体育連盟各専門部長（8）													
スポーツ（9）													
（公財）県スポーツ協会理事長													
県開催競技団体会長（8）													

参 与 (20名)															
<table><tr><th>学校関係団体 (6)</th></tr><tr><td>県公立高等学校長会長</td></tr><tr><td>県私学協会長</td></tr><tr><td>県高等学校文化連盟会長</td></tr><tr><td>県公立高等学校 P T A 連合会長</td></tr><tr><td>県小中学校長会長</td></tr><tr><td>県中小学校体育連盟会長</td></tr></table>	学校関係団体 (6)	県公立高等学校長会長	県私学協会長	県高等学校文化連盟会長	県公立高等学校 P T A 連合会長	県小中学校長会長	県中小学校体育連盟会長	<table><tr><th>宿泊・衛生・医療 (5)</th></tr><tr><td>県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長</td></tr><tr><td>(公社) 県医師会長</td></tr><tr><td>(一社) 県病院協会長</td></tr><tr><td>(公社) 県看護協会長</td></tr><tr><td>(一社) 県食品衛生協会長</td></tr></table>	宿泊・衛生・医療 (5)	県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長	(公社) 県医師会長	(一社) 県病院協会長	(公社) 県看護協会長	(一社) 県食品衛生協会長	
学校関係団体 (6)															
県公立高等学校長会長															
県私学協会長															
県高等学校文化連盟会長															
県公立高等学校 P T A 連合会長															
県小中学校長会長															
県中小学校体育連盟会長															
宿泊・衛生・医療 (5)															
県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長															
(公社) 県医師会長															
(一社) 県病院協会長															
(公社) 県看護協会長															
(一社) 県食品衛生協会長															
<table><tr><th>産業・経済・観光 (3)</th></tr><tr><td>県商工会議所連合会長</td></tr><tr><td>県商工会連合会長</td></tr><tr><td>(一社) 県観光協会長</td></tr></table>	産業・経済・観光 (3)	県商工会議所連合会長	県商工会連合会長	(一社) 県観光協会長	<table><tr><th>輸 送</th></tr><tr><td>(公社) 県バス協会長</td></tr></table>	輸 送	(公社) 県バス協会長								
産業・経済・観光 (3)															
県商工会議所連合会長															
県商工会連合会長															
(一社) 県観光協会長															
輸 送															
(公社) 県バス協会長															
<table><tr><th>報 道 (2)</th></tr><tr><td>日本放送協会名古屋放送局長</td></tr><tr><td>(株) 読売新聞中部支社長</td></tr></table>	報 道 (2)	日本放送協会名古屋放送局長	(株) 読売新聞中部支社長	<table><tr><th>消 防</th></tr><tr><td>県消防長会長</td></tr></table>	消 防	県消防長会長									
報 道 (2)															
日本放送協会名古屋放送局長															
(株) 読売新聞中部支社長															
消 防															
県消防長会長															
	<table><tr><th>交通・警備 (2)</th></tr><tr><td>県警察本部交通部長</td></tr><tr><td>県警察本部警備部長</td></tr></table>	交通・警備 (2)	県警察本部交通部長	県警察本部警備部長											
交通・警備 (2)															
県警察本部交通部長															
県警察本部警備部長															

令和10年度全国高等学校総合体育大会 愛知県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、令和10年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和10年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を愛知県において開催するために必要な業務を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）大会開催に必要な総合企画に関すること
- （2）総合開会式に関すること
- （3）競技種目別大会に対する協力及び支援に関すること
- （4）その他大会の開催準備に必要な事項に関すること

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、役員、委員及び参与をもって組織する。

（役員）

第5条 役員は、次のとおりとする。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監事 2名

（役員を選出）

第6条 会長は、愛知県知事をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(委員)

第8条 委員は、大会の主催又はこれと同等と認められる機関及び団体の役職員等のうちから、会長が委嘱する。

(参与)

第9条 参与は、大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから、会長が委嘱する。

2 参与は、会長の求めに応じて重要な会務に参与する。

3 参与は、無報酬とする。

(任期)

第10条 役員、委員及び参与の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

2 会長は、副会長、監事、委員又は参与(以下「委員等」という。)が就任時における所属機関又は団体の役職員等を離れた場合、その委員等は辞任したものとみなし、当該所属機関又は団体の後任者を委員等に委嘱する。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第11条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門部会

(総会)

第12条 実行委員会の総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 第13条に規定する専門部会への委任に関する事
- (5) 大会の統括的企画、運営に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長をもって充てる。
- 4 総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 やむを得ない理由のために会議に出席できない委員は代理人を出席させることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員(前項に規定する代理人を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第13条 本会の決定を執行するため、専門部会を設ける。

- 2 専門部会は、総会から委任された事項について調査・審議し、その結果を総会に報告する。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(専決処分)

第14条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、愛知県教育委員会事務局保健体育課全国高校総体推進室内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときをもって解散する。

(残余財産)

第20条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和8年5月____日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 令和10年度全国高等学校総合体育大会愛知県準備委員会が決定した事項並びに締結した契約に関する事項は、実行委員会が継承する。

令和10年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会 委員・役職（案）

（順不同・敬称略）

関 係	役 職	氏 名	職 名
1 2 3 4 5 6 7 県	会 長	おおむら ひであき 大村 秀章	愛知県知事
	副 会 長	しまくら まこと 島倉 誠	愛知県議会議長
	副 会 長	こうけつ ともゆき 瀨瀬 知行	愛知県教育委員会教育長
	委 員	ひだか あきら 日高 章	愛知県議会教育・スポーツ委員会委員長
	委 員	すぎうら みき 杉浦 美紀	愛知県スポーツ局長
	委 員	かのう すみえ 加納 澄江	愛知県教育委員会教育部長
	委 員	いよだ さとる 伊與田 賢	愛知県教育委員会保健体育課長
8 9 10 11 12 13 14 15 会場地市	委 員	ひろさわ いちろう 広沢 一郎	名古屋市長
	委 員	うちだ やすひろ 内田 康宏	岡崎市長
	委 員	なかの まさやす 中野 正康	一宮市長
	委 員	いしぐろ なおき 石黒 直樹	春日井市長
	委 員	たけもと ゆきお 竹本 幸夫	豊川市長
	委 員	おおた としひこ 太田 稔彦	豊田市長
	委 員	はなだ かつしげ 花田 勝重	東海市長
	委 員	おやま たすく 小山 祐	みよし市長
16 17 18 19 20 21 22 23 24 スポーツ	委 員	たかはし しげひろ 高橋 繁浩	公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長
	委 員	うめむら きよひで 梅村 清英	一般財団法人愛知陸上競技協会会長
	委 員	たけうち ひでたか 竹内 英高	愛知県ソフトテニス連盟会長
	委 員	にしむら つかさ 西村 つかさ	一般社団法人愛知県ハンドボール協会会長
	委 員	たにおか くにこ 谷岡 郁子	愛知県レスリング協会会長
	委 員	すずき かずや 鈴木 和也	愛知県アーチェリー協会会長
	委 員	えさき てつみ 江崎 鐵磨	愛知県なぎなた連盟会長
	委 員	つかもと なおき 塚本 直樹	愛知県カヌー協会会長
	委 員	たき しげお 滝 茂夫	愛知県少林寺拳法連盟会長
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 県高体連	委 員	やまわき まさなり 山脇 正成	愛知県高等学校体育連盟会長
	委 員	すずき まさゆき 鈴木 政之	愛知県高等学校体育連盟理事長
	委 員	そふえ たつお 祖父江 達夫	愛知県高等学校体育連盟陸上競技専門部長
	委 員	もりた やすひろ 森田 恭弘	愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部長
	委 員	すぎもと まさみ 杉本 匡巨	愛知県高等学校体育連盟ハンドボール専門部長
	委 員	はやし ふみとし 林 文敏	愛知県高等学校体育連盟レスリング専門部長
	委 員	こんどう たつみ 近藤 辰巳	愛知県高等学校体育連盟アーチェリー専門部長
	委 員	わかまつ ゆきまさ 若松 幸雅	愛知県高等学校体育連盟なぎなた専門部長
	委 員	くわた あつし 桑田 厚司	愛知県高等学校体育連盟カヌー専門部長
	委 員	さか みよし 坂 美好	愛知県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部長

	関 係	役 職	氏 名	職 名
35	学校関係 団体	参 与	くりき はるひさ 栗木 晴久	愛知県公立高等学校長会会長
36		参 与	さかき なおき 榊 直樹	愛知県私学協会会長
37		参 与	やまもと まゆみ 山本 真由美	愛知県高等学校文化連盟会長
38		参 与	いよた ひでたか 伊豫田 英貴	愛知県公立高等学校 P T A 連合会会長
39		参 与	かとう ひろや 加藤 広也	愛知県小中学校長会会長
40		参 与	なかやま まさひこ 中山 政彦	愛知県中小学校体育連盟会長
41	経 済	参 与	しまお ただし 嶋尾 正	愛知県商工会議所連合会会長
42		参 与	にいみ ぶんじ 新美 文二	愛知県商工会連合会会長
43		参 与	あんどう たかし 安藤 隆司	一般社団法人愛知県観光協会会長
44	報 道	参 与	おぬき たけし 小貴 武	日本放送協会名古屋放送局長
45		参 与	いけば ひでとし 池辺 英俊	株式会社読売新聞東京本社中部支社長
46	宿泊・衛 生・医療	参 与	わたなべ 幸一 渡邊 幸一	愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長
47		参 与	ませき みつあき 榊木 充明	公益社団法人愛知県医師会会長
48		参 与	さとう こうじ 佐藤 公治	一般社団法人愛知県病院協会会長
49		参 与	みうら まさこ 三浦 昌子	公益社団法人愛知県看護協会会長
50		参 与	のりたけ しんや 則武 伸也	一般社団法人愛知県食品衛生協会会長
51	輸 送	参 与	たき しゅういち 瀧 修一	公益社団法人愛知県バス協会会長
52	消 防	参 与	いとう かずよし 伊藤 一義	愛知県消防長会会長
53	交通・ 警備	参 与	かわぐち たかし 川口 孝	愛知県警察本部交通部長
54		参 与	きよなが よしひろ 清永 芳弘	愛知県警察本部警備部長
55	県	監 事	ながさか まさひこ 長坂 昌彦	愛知県教育委員会総務課長
56	ス ポ ー ツ	監 事	いしだ くにひろ 石田 邦洋	公益財団法人愛知県スポーツ協会事務局長